五所川原市MCS運用ポリシー

2022年1月

五所川原市地域包括支援センター

（目的）

第1条　五所川原市MCS運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という）は、メディカルケアステーション（以下「MCS」という。）で使用される機器、ソフトウエアー及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCSを適正に利用する事を目的とする。

（名称）

第２条　前条のシステムは、五所川原市在宅医療介護連携システム（以下「ICTシステム」という。）と称する。

（運用目的）

第３条　ICTシステムは 在宅医療介護の充実に向けた多職種連携のためのコミュニケーションツールとして活用する。なお、診療・看護・介護等の記録ではなく、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完・補強する形で運用されるものとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　ICTシステムを、在宅医療介護の充実に向けた多職種連携業務以外に使用することを禁止する。

（対象）

第５条　この運用ポリシーは ICTシステムを活用する医療・介護職全員に適用される。

（運用ルール）

第６条　利用者は、五所川原市MCS 運用ルールに基づき、利用するものとする。

（運営）

第７条　ICTシステムは、五所川原市地域包括支援センターが運営し、以下の業務を所掌する。

(1)　運用ポリシーに関すること。

(2)　運用ルールに関すること。

(3)　利用者の管理、監督に関すること。

(4） 前各号に掲げるもののほか、運営に必要な事項に関すること。

（事務局）

第８条　ICTシステムの事務局は五所川原市福祉部介護福祉課「五所川原市地域包括援センター」に置く。

２　事務局は、ICTシステムにかかる以下の業務を所掌する。

(1)　利用者の登録運用ポリシー並びに運用ルールの説明及び配布、申込書の受付、利用決定の可否、申請書の保管、IDパスワードの付与等及び退会（退会届の受付、利用者の削除）に関すること。

(2)　MCS 利用者に対して運用ポリシー及び運用ルールの徹底を図るための研修を行うこと。

(3)　グループの設置状況の把握並びにグループ内の管理者の把握に関すること。

(4)　利用実績の集計及び分析に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、システムの管理に必要な事項に関すること。

（利用者）

第9条 利用者は、市内の医療・介護連携に携わる者とする。

（法令及びガイドライン）

第10条 利用者は、刑法（明治40年法律第45号）、医師法（昭和23年法律第201号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する（昭和35年法律第145号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各種法令を遵守し、以下のガイドライン等の最新版の内容を十分理解した上で、ICTシステムを利用するものとする。

(1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）

(2) 医療医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）

(3) 医療情報連携において医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項（一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会）

（損害賠償）

第11条　利用者は、運用ポリシー及び運用ルールの各条の規定を遵守せず連携守秘についてに違反した場合、利用者の所属する事業所の規定に基づき、誠意をもって損害賠償の責を負うこと。

（利用者への指導等）

第11条　地域包括支援センター管理者は、本運用ポリシー、法令及び公序良俗等に反する利用者に対し、注意や指導を行うことができる。

２ 地域包括支援センター管理者は、前項に規定する注意や指導に従わない場合、登録を削除させることができる。

附則

この運用ポリシーは、令和４年1月1日から施行する。